

ジェンダーと障がいをめぐる禁止法理

ジェンダーフォーラム × 共通教養科目「法と人権」(徳永貴志教授担当) 合同開催

2019年6月28日のハンセン病家族訴訟熊本地裁判決を

受け、差別の被害者として差別特徴をもつ本人だけではなく、

その関係者も存在することが社会で広く認められた。このよ

うな差別は、欧州では「関係者差別」として特に障害差別の

領域ですでに認識されている。日本においても、障害者を介

護する者に対する差別が問題になることが多々あり、特に介

護負担を担う「女性」が被害にあっている。

こうしたことを背景に、本講演では、関係者差別を手掛かり

として男性中心の社会構造から生じる女性に対する新たな差

別についてその現状を分析する。

開催日時

2019年12月19日(木) 5限 (16:20~17:50)

和光大学 E 101 教室

講師

杉山 有沙 SUGIYAMA Alisa

(帝京大学法学部助教)

早稲田大学大学院社会科学部研究科博士後期課程修了、博士(学術)

早稲田大学社会科学総合学術院助教を経て、2017年から現職



代表的な研究業績

『障害差別禁止の法理』(成文堂) 2016年

「日本国憲法と合理的配慮法理」『帝京法学』32巻1号 2018年

「イギリス2010年平等法における直接差別、障害起因差別、

間接差別の関係と平等観」『ソシオサイエンス』25号 2019年

参加自由・無料